

住民基本台帳法に基づく本人確認情報に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月26日

香川県知事 池田豊人

香川県規則第39号

住民基本台帳法に基づく本人確認情報に関する規則の一部を改正する規則

住民基本台帳法に基づく本人確認情報に関する規則（平成14年香川県規則第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>住民基本台帳法に基づく <u>都道府県知事保存本人確認情報等</u>に関する規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）及び住民基本台帳法に基づく <u>都道府県知事保存本人確認情報等</u>に関する条例（平成14年香川県条例第49号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(<u>都道府県知事保存本人確認情報等</u>を利用することができる事務)</p> <p>第2条 略</p> <p>(<u>都道府県知事保存本人確認情報等の提供方法</u>)</p> <p>第3条 条例第3条又は第7条の規定による <u>都道府県知事保存本人確認情報等</u>の提供は、電子計算機（入出力装置を含む。）の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成14年総務省告示第334号）によるものとする。</p> <p>(<u>都道府県知事保存本人確認情報等の利用又は提供の状況の公表</u>)</p> <p>第4条 条例第5条の規定による <u>都道府県知事保存本人確認情報等</u>の利用又は提供の状況の公表は、毎年4月から翌年3月までの期間に係る <u>都道府県知事保存本人確認情報等</u>の利用又は提供を行った事務の区分及び件数を取りまとめ、これを当該期間終了後1月以内にインターネットの利用により行うものとする。</p>	<p>住民基本台帳法に基づく <u>本人確認情報</u>に関する規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）及び住民基本台帳法に基づく <u>本人確認情報</u>に関する条例（平成14年香川県条例第49号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(<u>本人確認情報</u>を利用することができる事務)</p> <p>第2条 略</p> <p>(<u>都道府県知事保存本人確認情報の提供方法</u>)</p> <p>第3条 条例第3条又は第7条の規定による <u>都道府県知事保存本人確認情報</u>の提供は、電子計算機（入出力装置を含む。）の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成14年総務省告示第334号）によるものとする。</p> <p>(<u>本人確認情報の利用の状況の公表</u>)</p> <p>第4条 条例第5条の規定による <u>都道府県知事保存本人確認情報</u>の利用の状況の公表は、毎年4月から翌年3月までの期間に係る <u>都道府県知事保存本人確認情報</u>の利用を行った事務の区分及び <u>利用した都道府県知事保存本人確認情報</u>の件数を取りまとめ、これを当該期間終了後1月以内にインターネットの利用により行うものとする。</p>

(自己の都道府県知事保存本人確認情報等の開示の請求)

第5条 法第30条の32第1項(法第30条の44の13において準用する場合を含む。)の開示の請求(以下「開示請求」という。)は、都道府県知事保存本人確認情報等開示請求書(第1号様式)を知事に提出して行わなければならない。

2 略

3 開示請求をしようとする者は、第1項の都道府県知事保存本人確認情報等開示請求書を提出する際に、知事に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示し、又は当該書類(郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による開示請求の場合における第1号に定める書類にあっては、その写し)を提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(自己の都道府県知事保存本人確認情報等の開示の実施方法)

第6条 法第30条の32第2項本文(法第30条の44の13において準用する場合を含む。)の規定による書面による都道府県知事保存本人確認情報等の開示は、当該都道府県知事保存本人確認情報等が記録された磁気ディスクから印字装置を用いて作成した書面の交付により行うものとする。ただし、開示請求に係る都道府県知事保存本人確認情報等が存在しないときは、その旨を書面により通知することにより行うものとする。

2 法第30条の32第2項ただし書(法第30条の44の13において準用する場合を含む。)の規定による書面以外の方法による都道府県知事保存本人確認情報等の開示は、前項の磁気ディスクから画面表示装置を用いて表示したものの閲覧により行うものとする。

(自己の都道府県知事保存本人確認情報等の開示に係る費用の額等)

第7条 略

(自己の都道府県知事保存本人確認情報等の訂正等の申出)

第8条 法第30条の35(法第30条の44の13において準用する場合を含む。)の規定による都道府県知事保存本人確認情報等の内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出は、都道府県知事保存本人確認情報等訂正等申出

(自己の本人確認情報の開示の請求)

第5条 法第30条の32第1項の開示の請求(以下「開示請求」という。)は、本人確認情報開示請求書(第1号様式)を知事に提出して行わなければならない。

2 略

3 開示請求をしようとする者は、第1項の本人確認情報開示請求書を提出する際に、知事に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示し、又は当該書類(郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による開示請求の場合における第1号に定める書類にあっては、その写し)を提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(自己の本人確認情報の開示の実施方法)

第6条 法第30条の32第2項本文の規定による書面による本人確認情報の開示は、当該本人確認情報が記録された磁気ディスクから印字装置を用いて作成した書面の交付により行うものとする。ただし、開示請求に係る本人確認情報が存在しないときは、その旨を書面により通知することにより行うものとする。

2 法第30条の32第2項ただし書の規定による書面以外の方法による本人確認情報の開示は、前項の磁気ディスクから画面表示装置を用いて表示したものの閲覧により行うものとする。

(自己の本人確認情報の開示に係る費用の額等)

第7条 略

(自己の本人確認情報の訂正等の申出)

第8条 法第30条の35の規定による本人確認情報の内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出は、本人確認情報訂正等申出書(第2号様式)を知事に提出して行わなければならない。

書（第2号様式）を知事に提出して行わなければならない。

2 略

第1号様式（第5条関係）

（日本産業規格A列4番）

都道府県知事保存本人確認情報等開示請求書

年 月 日

香川県知事 殿

請求者 住 所

氏 名

電話番号（ ） —

住民基本台帳法第30条の32第1項（法第30条の44の13において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり自己に係る都道府県知事保存本人確認情報等の開示を請求します。

請求に係る都道府県知事保存本人確認情報等を特定するために必要な事項	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
請求に係る都道府県知事保存本人確認情報等の種別	<input type="checkbox"/> 都道府県知事保存本人確認情報 <input type="checkbox"/> 都道府県知事保存附票本人確認情報	
開示の方法の区分	<input type="checkbox"/> 書面の交付 <input type="checkbox"/> 画面表示装置を用いて表示したものの閲覧	
法定代理人が請求する場合における法定代理の種別	<input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理 <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理	
※本人等確認	本人による請求の場合	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	法定代理人による請求の場合	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 成年後見登記に係る登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
※備 考		

- 注1 本人による請求の場合は、「請求に係る都道府県知事保存本人確認情報等を特定するために必要な事項」の欄中住所及び氏名を記入する必要はありません。
- 2 □については、該当するものに「☑」を記入してください。
- 3 請求書を提出する際には、郵便又は信書便による場合を除き、自己が本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を提示してください。
- 4 郵便又は信書便により請求書を提出する際には、注3の書類の写しを提出してください。
- 5 法定代理人による請求の場合は、法定代理人に係る注3の書類に加え、法定代理人の資格を証明する書類（戸籍謄本、成年後見登記に係る登記事項証明書等）を提示し、又は提出してください。
- 6 ※印の欄は、記入しないでください。

2 略

第1号様式（第5条関係）

（日本産業規格A列4番）

本人確認情報開示請求書

年 月 日

香川県知事 殿

請求者 住 所

氏 名

電話番号（ ） —

住民基本台帳法第30条の32第1項の規定により、次のとおり自己に係る本人確認情報の開示を請求します。

請求に係る本人確認情報を特定するために必要な事項	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
開示の方法の区分	<input type="checkbox"/> 書面の交付 <input type="checkbox"/> 画面表示装置を用いて表示したものの閲覧	
法定代理人が請求する場合における法定代理の種別	<input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理 <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理	
※本人等確認	本人による請求の場合	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	法定代理人による請求の場合	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 成年後見登記に係る登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
※備 考		

- 注1 本人による請求の場合は、「請求に係る本人確認情報を特定するために必要な事項」の欄中住所及び氏名を記入する必要はありません。
- 2 □については、該当するものに「☑」を記入してください。
- 3 請求書を提出する際には、郵便又は信書便による場合を除き、自己が本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を提示してください。
- 4 郵便又は信書便により請求書を提出する際には、注3の書類の写しを提出してください。
- 5 法定代理人による請求の場合は、法定代理人に係る注3の書類に加え、法定代理人の資格を証明する書類（戸籍謄本、成年後見登記に係る登記事項証明書等）を提示し、又は提出してください。
- 6 ※印の欄は、記入しないでください。

第2号様式（第8条関係）

（日本産業規格A列4番）

都道府県知事保存本人確認情報等訂正等申出書

年 月 日

香川県知事 殿

請求者 住 所

氏 名

電話番号（ ） —

住民基本台帳法第30条の35（法第30条の44の13において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり自己に係る都道府県知事保存本人確認情報等の訂正（追加、削除）を申し出ます。

申出に係る都道府県知事保存本人確認情報等を特定するために必要な事項	住 所	
	氏 名	
申出に係る都道府県知事保存本人確認情報等の種別	生 年 月 日	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 都道府県知事保存本人確認情報 <input type="checkbox"/> 都道府県知事保存附票本人確認情報	
申 出 の 内 容		
当該都道府県知事保存本人確認情報等の開示を受けた年月日		年 月 日
法定代理人が申し出る場合における法定代理の種別		<input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理 <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理
※本人等確認	本人による申出の場合	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	法定代理人による申出の場合	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他（ ）
※備 考		<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 成年後見登記に係る登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）

- 注1 本人による申出の場合は、「申出に係る都道府県知事保存本人確認情報等を特定するために必要な事項」の欄中住所及び氏名を記入する必要はありません。
- 2 □については、該当するものに「**レ**」を記入してください。
- 3 申出書を提出する際には、郵便又は信書便による場合を除き、自己が本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を提示してください。
- 4 郵便又は信書便により申出書を提出する際には、注3の書類の写しを提出してください。
- 5 法定代理人による申出の場合は、法定代理人に係る注3の書類に加え、法定代理人の資格を証明する書類（戸籍謄本、成年後見登記に係る登記事項証明書等）を提示し、又は提出してください。
- 6 ※印の欄は、記入しないでください。

第2号様式（第8条関係）

（日本産業規格A列4番）

本人確認情報訂正等申出書

年 月 日

香川県知事 殿

請求者 住 所

氏 名

電話番号（ ） —

住民基本台帳法第30条の35の規定により、次のとおり自己に係る本人確認情報の訂正（追加、削除）を申し出ます。

申出に係る本人確認情報を特定するために必要な事項	住 所	
	氏 名	
申 出 の 内 容	生 年 月 日	年 月 日
	当該本人確認情報の開示を受けた年月日	
法定代理人が申し出る場合における法定代理の種別		<input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理 <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理
※本人等確認	本人による申出の場合	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	法定代理人による申出の場合	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 成年後見登記に係る登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
※備 考		

- 注1 本人による申出の場合は、「申出に係る本人確認情報を特定するために必要な事項」の欄中住所及び氏名を記入する必要はありません。
- 2 □については、該当するものに「**レ**」を記入してください。
- 3 申出書を提出する際には、郵便又は信書便による場合を除き、自己が本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を提示してください。
- 4 郵便又は信書便により申出書を提出する際には、注3の書類の写しを提出してください。
- 5 法定代理人による申出の場合は、法定代理人に係る注3の書類に加え、法定代理人の資格を証明する書類（戸籍謄本、成年後見登記に係る登記事項証明書等）を提示し、又は提出してください。
- 6 ※印の欄は、記入しないでください。

附 則
この規則は、令和6年5月27日から施行する。